

★保育園を利用するためには（保育の必要性の認定）

これまで、保育園を入園するためには入園の申請のみでしたが、新制度では、子どもの年齢、保育の必要性に応じた以下の3つの区分の「支給認定」を受ける必要があります。支給認定の申請（施設型給付費・地域型給付費等支給申請書）に基づき、30日以内に八丈町から支給認定証が交付されます。

ただし、平成27年4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、一次締切日までに提出された支給認定申請の結果は、平成27年1月までに送付します。

①1号認定…教育標準時間認定（※）

お子さんが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

②2号認定…満3歳以上・保育認定

お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」（P4参照）に該当し、保育園等での保育を希望される場合

③3号認定…満3歳未満・保育認定

お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」（P4参照）に該当し、保育園等での保育を希望される場合

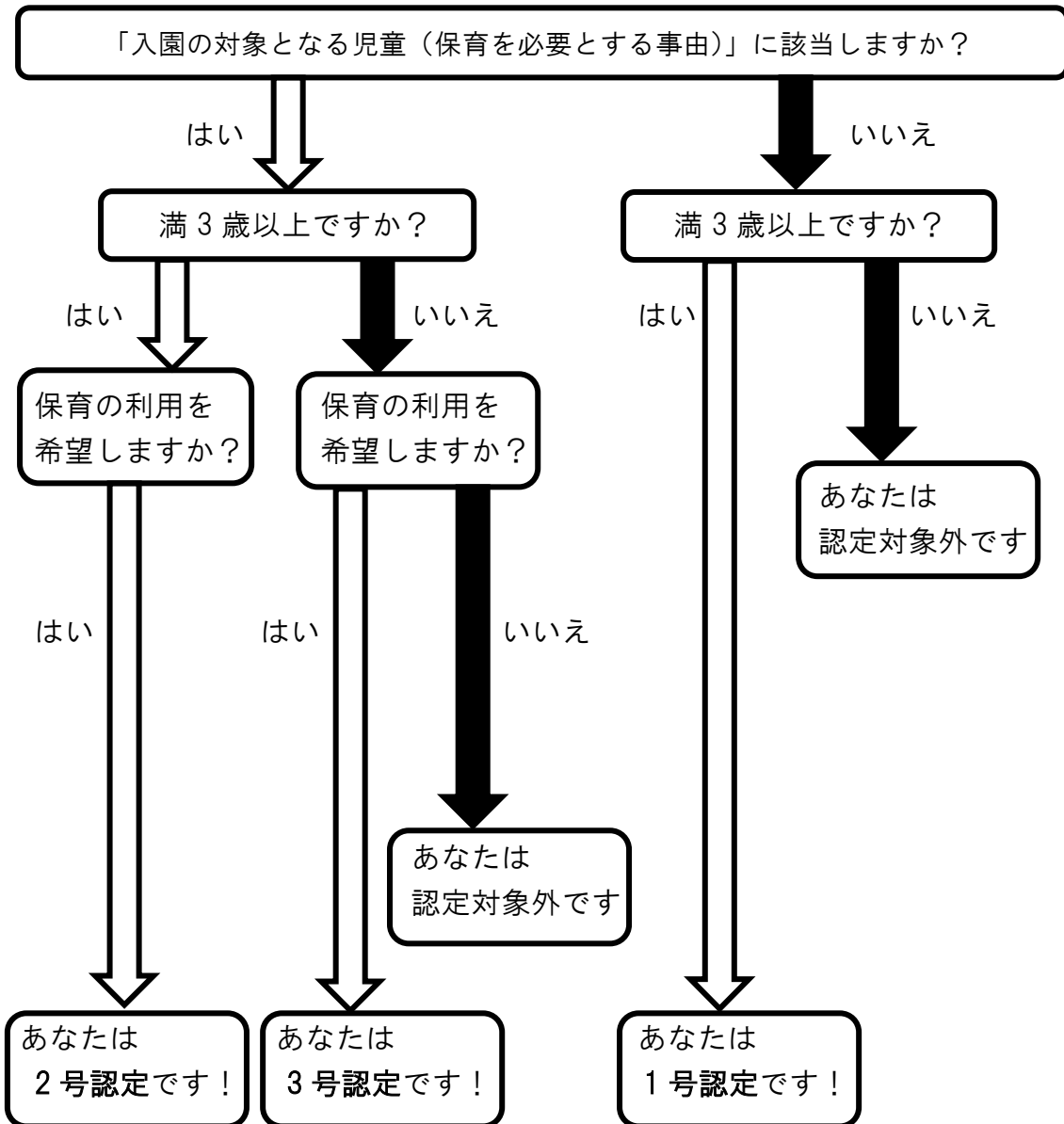
認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の未就学児（2号認定を除く）	※認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園

※八丈町において、平成27年4月時点で1号認定に該当する認定こども園および幼稚園はありませんので、認可保育所において**特別利用保育（8時間保育）**を実施します。

★保育の必要性の認定の有効期間

保育の必要性の事由にもよりますが、2号認定については小学校就学前まで、3号認定については満3歳の誕生日までが基本となります。

★認定のフローチャート



★入園の対象となる児童（保育を必要とする事由）

保護者のいずれもが、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 月 48 時間以上の就労
※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など基本的に全ての就労
- (2) 妊娠中または出産後間がないこと
※詳しくはP13「15 保護者の出産による入園について」をご確認ください。
- (3) 保護者の疾病または障害
- (4) 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧に当たっている
- (6) 求職活動を継続的に行っている
※入園後、1ヶ月以内に就労することが必要
- (7) 学校等に在学しているまたは職業訓練を受けている
- (8) 虐待やDVのおそれがあると認められる
- (9) 育児休業前に既に保育園を利用しており、継続利用が必要であること※1
- (10) その他、上記に類する状態にあると認められる場合

※1 育児休業中の申請

- ①育児休業中は、ご家庭で保育ができるため、原則利用申請できません。
- ②育児休業明けの利用可能日は、育児休業の終了する日の属する月の1日以降です。

（例えば、4月1日利用開始の方は、4月1日～4月30日の間に育児休業を終了し、5月1日までに復職していないと利用できなくなります。復職後、2週間以内に「復職証明書」をご提出いただきます。）

※同居の親族の方が児童を保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

★保育を受けられる時間（保育の必要量）

2号認定、3号認定を受けた場合には、就労の時間などによって、保育を受けられる時間（保育の必要量）が変わります。

その種類は、「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用に分かれていて、「保育標準時間」利用は、**最大 11 時間**の保育利用、「保育短時間」利用は、**最大 8 時間**の保育利用をすることができます。

「保育標準時間」利用と「保育短時間」利用の対象者

	事由	「保育標準時間」利用 ※最大11時間の保育利用が可能	「保育短時間」利用 ※最大8時間の保育利用が可能
1	就労	月120時間以上の労働	月48時間以上120時間未満の労働
2	産前産後	全て	—
3	疾病・障害	全て	—
4	介護・看護	月120時間以上の介護等	月120時間未満の介護等
5	災害復旧	全て	—
6	求職中	—	全て
7	就業・職業訓練	月120時間以上の就学等	月120時間未満の就学等
8	虐待・DV	全て	—
9	育休特例利用	—	全て

※保育の必要量の確認のため、9月頃に入所要件確認書の提出をお願いさせていただきます。保護者の方のご理解とご協力をお願いします。